

# 公立保育所・認定こども園で 勤務していただける職員を募集します！



公立保育所・認定こども園では、正職員の保育士のほか、臨時職員・嘱託職員等多くの方が働いています。仕事を希望される方はもちろん、勤務経験のない方、ブランクのある方なども、お気軽にお問い合わせください。

	延長保育補助員(嘱託職員) 保育士の資格がなくても勤務可能です	保育士(臨時職員) 保育士の資格が必要です
内容	正職員の保育業務補助を担当していただきます。	保育業務全般を担当していただきます。
勤務日	月曜日から土曜日(勤務する保育所のシフトにより異なります。祝日・年末年始を除く)	月曜日から金曜日(週5日、祝日・年末年始を除く)
勤務時間	午前7時から午前8時30分までと午後5時から午後8時までの1日2回(土曜日の勤務時間は、勤務する保育所により異なります。週20時間未満)	午前8時30分から午後5時まで(うち休憩60分間)
勤務場所	市内公立保育所・認定こども園	市内公立保育所・認定こども園
雇用期間	4月から3月末まで。年度途中で欠員が生じた場合は、勤務開始からその年度の3月末までとなります。	最長で6か月。ただし、期間の更新があった場合は更に6か月。(条件により期間が異なります)
報酬	時給 1,000~1,370円(勤務時間帯や保育士資格・幼稚園教諭免許の有無により異なります。)	時給 1,100円
交通費	通勤距離が2.0km以上で交通用具(自動車など)利用の場合は、通勤費補助を支給します。	
その他	社会保険に加入しません。	雇用期間が2か月を超えると、社会保険に加入する必要があります。家族の扶養の範囲内での勤務(1か月単位)も可能です。

## [申込方法]

所定の登録申請書(市役所にお越しになるか、市役所ホームページからプリントアウト)に必要な事項を記入し市役所保育課まで持参してください。保育士の資格をお持ちの方は、資格証の写しを添えてください。  
※ 登録いただいた方の中から条件に合う方に御連絡します。条件に合わず、お仕事の連絡がない場合がありますので、御了承ください。

## [提出先及び問合せ先]

市原市役所 保育課 市原市国分寺台中央1-1-1 電話 0436(23)9829